

議案第39号

佐野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正について

佐野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

佐野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成17年佐野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

題名中「が設置する」を削る。

第1条中「同条第9項により」を「同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて」に、「以下同じ。）」を「）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「同条第1項に規定する」を削り、「に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の」を「又は」に改め、「市長」の次に「又は市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）」を加え、「第8条第2項第2号から第9号まで」を「第8条第2項各号」に改め、「より、」の次に「一般廃棄物処理施設の」を加える。

第2条中「以下」を「受託者が設置し、又は変更する場合にあっては、一般廃棄物の最終処分場を除く。以下これらを」に改める。

第3条中「法第9条の3第2項の規定により」を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 意見書の提出について必要な事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

第3条に次の2項を加える。

2 受託者は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、前項各号に

掲げる事項、主たる事業所の所在地及び市長が指示する事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、第1項の規定に準じて告示するものとする。

第4条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「必要」の次に「がある」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 受託者が報告書等を公衆の縦覧に供する場合は、受託者の主たる事業所

第4条第2項中「期間は、」の次に「前条第1項又は第3項の規定による」を加える。

第5条及び第6条を次のように改める。

(意見書の提出)

第5条 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第3条第1項又は第3項の規定による告示があったときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長（受託者が一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出をしようとするときは、受託者）に意見書を提出することができる。

(縦覧の期間の特例)

第6条 市長は、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うための施設の設置又は変更をしようとする場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、縦覧の期間及び前条の意見書の提出期間を短縮することができる。

第7条中「平成9年法律第81号）」の次に「及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）」を加え、「前条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

非常災害時における一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続の特例を定めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第39号参考資料

佐野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>佐野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（<u>同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。</u>）の規定に基づき、<u>同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。</u></p> <p>(対象となる施設の種類)</p> <p>第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。</p>	<p>佐野市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（<u>同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>）の規定に基づき、<u>一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、市長又は市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、<u>一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。</u></u></p> <p>(対象となる施設の種類)</p> <p>第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（<u>受託者が設置し、又は変更する場合にあっては、一般廃棄物の最終処分場を除く。以下これらを「施設」という。）とする。</u></p>

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)～(6) (略)

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1年間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 意見書の提出について必要な事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 受託者は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、前項各号に掲げる事項、主たる事業所の所在地及び市長が指示する事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、第1項の規定に準じて告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1)・(2) (略)

(3) 受託者が報告書等を公衆の縦覧に供する場合は、受託者の主たる事業所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

2 縦覧の期間は、前条第1項又は第3項の規定による告示の日から1年間とする。

(意見書の提出)

第5条 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第3条第1項又は第3項の規定による告示があったときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長（受託者が一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出をしようとするときは、受託者）に意見書を提出することができる。

(縦覧の期間の特例)

第6条 市長は、非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うための施設の設置又は変更を

(1) 佐野市役所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

しようとする場合であつて、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、縦覧の期間及び前条の意見書の提出期間を短縮することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から第5条までに定める手続を経たものとみなす。